

○水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）
（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法</p> <p>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 シス―一・二―ジクロロエチレン及びトランス―一・二―ジクロロエチレン 別表第十四又は別表第十五に定める方法</p> <p>十六～二十五（略）</p> <p>二十六 総トリハロメタン クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに、それぞれ第二十二号、第二十四号、第二十八号及び第二十九号に掲げる方法</p> <p>二十七～三十四（略）</p> <p>三十五 ナトリウム及びその化合物 別表第三、別表第四、別表第五、別表第六又は別表第二十に定める方法</p> <p>三十六・三十七（略）</p> <p>三十八 カルシウム、マグネシウム等（硬度） 別表第四、別表第五、別表第六、別表第二十又は別表第二十二に定める方法</p> <p>三十九～五十一（略）</p>	<p>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法</p> <p>水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一～十四（略）</p> <p>十五 一・一―ジクロロエチレン 別表第十四又は別表第十五に定める方法</p> <p>十六 シス―一・二―ジクロロエチレン 別表第十四又は別表第十五に定める方法</p> <p>十七～二十六（略）</p> <p>二十七 総トリハロメタン クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムごとに、それぞれ第二十三号、第二十五号、第二十九号及び第三十号に掲げる方法</p> <p>二十八～三十五（略）</p> <p>三十六 ナトリウム及びその化合物 別表第三、別表第四、別表第五又は別表第二十に定める方法</p> <p>三十七・三十八（略）</p> <p>三十九 カルシウム、マグネシウム等（硬度） 別表第四、別表第五、別表第二十又は別表第二十二に定める方法</p> <p>四十～五十二（略）</p>

